

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書の提出について

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書（以下「届出書等」という。）の提出について、令和6(2024)年1月以降は、電子データも併せて提出いただきますよう、お願いいたします。

なお、電子データの提出につきましては、以下の点に御注意願います。

1. 電子データの提出について

(1) ファイル形式について

PDFでの提出をお願いいたします。

なお、登記簿謄本を除き、紙媒体の書類をPDFデータに変換しての提出はお控えください。

(2) データファイルについて

以下の項目ごとにデータファイルを分けて提出願います。

タイトルは以下の『』のとおりとし、修正等により再提出する場合は末尾に『_v02』を追記してください。

- 1 店舗の概要に関する書類 『店舗名称_計画書・届出書_010 届出概要』
関係各課等との協議結果（届出書のみ） 『店舗名称_届出書_011_協議結果』
- 2 交通関係 『店舗名称_計画書・届出書_020 交通関係』
- 3 騒音関係 『店舗名称_計画書・届出書_030 騒音関係』
- 4 その他 『店舗名称_計画書・届出書_040 登記簿謄本等』

※各項目における添付書類については、大規模小売店舗立地法に関する届出の手引き(平成21年7月 栃木県産業労働観光部経営支援課)26 ページ以降を御確認願います。

(3) ファイルサイズについて

- 1 ファイルあたり、10メガバイト以内としてください。

(4) 提出先について

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市の10市の区域内における届出書等については、各市担当課宛て提出をお願いいたします。

上記10市以外の届出書等については、栃木県経営支援課宛て提出をお願いいたします。

2. 紙の提出部数について

紙での提出部数については、引き続き、上記10市または栃木県経営支援課にお尋ねください。